

一時移転等の実施方針（案）

－京都府エリア－

平成28年8月27日

原子力災害合同対策協議会

一時移転（OIL2）における避難の実施方針（案） — 京都府エリア（避難行動要支援者・住民） —

一時移転等の対象となる地区

- ・舞鶴市 大浦地区
- ・綾部市 睦寄町 長野地区、志古田地区、山内地区、鳥垣地区、有安地区、草壁地区
- ・宮津市 上宮津地区
- ・福知山市 有路下地区
- ・京丹波町 和知地区

一時移転等に際しての基本的考え方

【一時移転】

< 京都府 >

- 対象となる地域の住民は、安定ヨウ素剤の配布を受け、一週間程度内に一時移転を実施。（対象者数 570人）
- 避難先は、京都府内。
- 一時移転に際しては、避難退域時検査を受けること。
- 避難行動要支援者のうち、無理に避難すると健康リスクが高まる者については、容体、避難車両、避難先等の避難体制が整い次第、避難先へ一時移転を行う。

【地域生産物の摂取制限】

- 対象地域の地域生産物の摂取を控えること。

一時移転（OIL2）における避難の実施方針（案） — 京都府エリア（避難行動要支援者） —

区分	UPZ(避難行動要支援者)							
	対象施設	対象者	うちリスクが高まる者	集合・出発地	輸送手段	台数	経由地	避難先
病院	東舞鶴医誠会病院	1人(10人)	1	東舞鶴医誠会病院	病院車両	1	—	丹波自然運動公園

()は、各対象者の支援者、引率者数を示す。



一時移転（OIL2）における避難の実施方針（案） —京都府エリア（住民）—

区分	UPZ(住民)							
	対象施設	対象者	集合・出発地	輸送手段	台数	安定ヨウ素剤配布地点	避難退域時検査場所	避難先
一般住民	舞鶴市 大浦地区 住民	290人 ①ヨウ素剤配布場所まで290人 ②検査場所まで150人	大浦小学校	バス (民間)	5	大浦小学校	丹波自然運動公園 (京丹波町)	※ 避難先までは行かずに検査場所まで訓練は終了
	綾部市 睦寄町内6地区 住民	120人	各自治会公民館	バス(民間) 市防災バス	5 1	上林いきいきセンター		
	宮津市 上宮津地区 住民	110人 ①ヨウ素剤配布場所まで110人 ②検査場所まで60人 ③避難先まで40人	旧上宮津小学校	バス(民間)	2	旧上宮津小学校		八幡市民体育館
	福知山市 有路下地区 住民	20人	有路下体育館	バス(民間)	1	有路下体育館		※ 避難先までは行かずに検査場所まで訓練は終了
	京丹波町 和知地区 住民	30人	京丹波町和知支所	バス (京丹波町)	1	京丹波町和知支所		

一時移転における実施方針（案） — 京都府エリア（住民） —



平成28年度 高浜地域における内閣府・3府県及び関西広域連合合同 原子力防災訓練 実施要領（案）

1 目 的

昨年12月に原子力防災会議において了承された「高浜地域の緊急時対応」の実効性を確認・検証するため、国、府県、関係市町、防災関係機関および地域住民が一体となった原子力防災訓練を実施する。

以下を訓練目的とする。

- (1) 国、地方公共団体、原子力事業者における防災体制の実効性の確認、関係機関の協力体制の確認
- (2) 原子力緊急事態における、3府県・関西広域連合合同による初動対応の確立やマニュアルに定められた手順の確認
- (3) 「高浜地域の緊急時対応」に基づく県境を跨ぐ広域避難等の実効性の検証
- (4) 訓練結果における教訓事項の抽出、緊急時対応等の改善
- (5) 原子力災害対策に係る要員の技能の習熟及び原子力防災に関する住民理解の促進

2 主 催

内閣府、福井県、京都府、滋賀県、関西広域連合、
関係市町（福井県高浜町、小浜市、おおい町、若狭町、京都府福知山市、舞鶴市、綾部市、
宮津市、京丹波町、伊根町、滋賀県高島市）

3 実 施 日 平成28年8月27日（土）

4 対象発電所 関西電力(株) 高浜発電所

5 参加・協力機関（順不同）

(1) 指定行政機関

原子力規制庁

(2) 指定地方行政機関

中部管区警察局福井県情報通信部、気象庁福井地方气象台、海上保安庁第八管区海上保安本部、同美保航空基地、敦賀海上保安部、小浜海上保安署、陸上自衛隊中部方面隊、陸上自衛隊第10師団司令部、陸上自衛隊第14普通科連隊、陸上自衛隊第10飛行隊、陸上自衛隊第372施設中隊、陸上自衛隊第3特殊武器防護隊、海上自衛隊舞鶴地方総監部、海上自衛隊第23航空隊、航空自衛隊第6航空団、航空自衛隊小松救難隊、自衛隊福井地方協力本部、陸上自衛隊第7普通科連隊

(3) 指定公共機関

量子科学技術研究開発機構、日本原子力研究開発機構

(4) 自治体関係

福井県敦賀市、美浜町、越前市、鯖江市、越前町、その他福井県内各市町、兵庫県、兵庫県宝塚市、兵庫県三田市、京都府八幡市、徳島県

(5) 警察関係

福井県警察本部、敦賀警察署、小浜警察署、京都府警察本部、舞鶴警察署、綾部警察署、宮津警察署、南丹警察署、兵庫県警察本部、宝塚警察署、三田警察署、丹波警察署

(6) 消防関係

若狭消防組合消防本部、敦賀美方消防組合消防本部、福井市消防局、福井県内各消防本部、若狭消防組合高浜消防団、若狭消防組合おおい消防団、若狭消防組合小浜消防団、若狭消防組合上中消防団、舞鶴市消防本部、舞鶴市東大浦消防団、舞鶴市西大浦消防団、綾部市消防本部、綾部市消防団、宮津与謝消防組合消防本部、宝塚市消防本部、三田消防本部

(7) 学校関係

福井県教育委員会、高浜町教育委員会、小浜市教育委員会、若狭町教育委員会

(8) 医療機関関係

(一社)福井県医師会、日本赤十字社福井県支部、(公社)福井県診療放射線技師会、(一社)福井県薬剤師会、福井県立病院、福井赤十字病院、国立病院機構敦賀医療センター、市立敦賀病院、杉田玄白記念公立小浜病院、地域医療機能推進機構若狭高浜病院、公立丹南病院、越前町国民健康保険織田病院、レイクヒルズ美方病院、広島大学、福井県透析施設ネットワーク、日本赤十字社京都府支部、福知山市民病院、舞鶴赤十字病院、東舞鶴医誠会病院、綾部市立病院、(一社)京都府薬剤師会、(一社)与謝医師会、(公社)京都府放射線技師会

(9) 福祉関係

地域医療機能推進機構若狭高浜病院、(福)友愛会、(福)松寿会、(医)明峰会、(福)敬仁会、(福)ふくい福祉事業団、(福)光道園、高浜町社会福祉協議会、おおい町社会福祉協議会、若狭町社会福祉協議会、美浜町社会福祉協議会、特別養護老人ホーム長寿苑

(10) 交通運輸関係

(公社)福井県バス協会、中日本高速道路(株)金沢支社、西日本高速道路(株)関西支社、その他バス事業者、(一社)福井県トラック協会

(11) 漁業関係

福井県無線漁業協同組合、福井県漁業協同組合連合会、敦賀市漁業協同組合、美浜町漁業協同組合、若狭三方漁業協同組合、大島漁業協同組合、若狭高浜漁業協同組合、河野

村漁業協同組合、小浜市漁業協同組合、雄島漁業協同組合、三国港漁業協同組合、三国港機船底曳網漁業協同組合、福井市漁業協同組合、越廼漁業協同組合、越前町漁業協同組合

(12) 通信関係

西日本電信電話(株)福井支店、(株)NTTドコモ北陸支社、北陸地方非常通信協議会

(13) 原子力事業者関係

関西電力(株)、日本原子力発電(株)、日本原子力研究開発機構、関電プラント(株)

(14) 主催者

内閣府、福井県、京都府、滋賀県、関西広域連合、福井県高浜町、小浜市、おおい町、若狭町、京都府福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹波町、伊根町、滋賀県高島市

6 事故想定

平成28年8月27日、関西電力(株)高浜発電所3号機が定格熱出力一定運転中、若狭湾沖における地震発生により原子炉が自動停止するとともに、全交流電源が喪失する。その後原子炉冷却材が漏えいし、かつ非常用炉心冷却装置による注水不能により、全面緊急事態となる。さらに事態が進展して放射性物質が放出され、その影響が発電所周辺地域に及ぶ。

(4号機は、地震発生により原子炉が自動停止した後、発生した直流電源系統の不具合を復旧し低温停止に移行、安定となる)

7 訓練項目

(1) 緊急時通信連絡訓練

- ア 発電所から事故状況の通報連絡
- イ 国から府県及び関西広域連合、関係市町への通報連絡、避難指示等の伝達
- ウ 府県、関係市町から自衛隊、海上保安庁、警察、消防、その他関係機関への通報連絡
- エ 事故発生から応急処理、復旧までの通信伝達、収受等
- オ 携帯型映像伝送装置等を利用した画像伝送
- カ 福井県警ヘリくずりゅうの映像伝送システムを利用した画像伝送
- キ 災害情報インターネットシステムを利用した現地支援員からの情報伝達
- ク 北陸地方非常通信協議会等による情報伝達
関西広域連合から関係各府県への情報伝達

(2) 災害対策本部等運営訓練

- ア 国、府県及び関西広域連合各庁舎、各市町庁舎、福井県高浜原子力防災センターにおける災害対策本部等の設置・運営、情報収集・連絡体制の構築
- イ 災害対策本部等による住民に対する情報提供の実施
(ケーブルテレビ、防災行政無線屋外拡声器、個別受信機、緊急情報メール、広報車、船舶等による地域住民・立入者等への広報)
- ウ テレビ会議システム等を活用し災害対策本部と現地災害対策本部との対策会議等の実施

(3) 原子力防災センター運営訓練

- ア 福井県高浜原子力防災センターへの要員派遣
- イ 国災害対策本部等との対策会議の実施
- ウ 現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会の開催（実施方針の決定等）
- エ 各機能班の活動
- オ 府県・関西広域連合及び市町現地災害対策本部等と各機能班との連携
- カ 住民等の避難状況の確認
- キ 実施方針に基づいた応急対策（避難先等の決定、避難手段の確保など）

(4) 住民避難訓練

- ア 府県内外の避難先施設への避難（避難経路、避難時間の検証）
- イ 段階的避難の実施
- ウ 自衛隊車両、民間バス、自家用車による住民等の陸路からの避難
- エ 自衛隊、海上保安庁のヘリコプターによる住民等の空路からの避難
- オ 海上保安庁、自衛隊、関西電力（チャーター船）の船舶による住民等の海路からの避難
- カ 避難車両中継所における自衛隊車両等から民間バスへの乗継
- キ 消防団等による自家用車避難済み住民等の確認

(5) 避難所開設運営訓練

- ア 避難所の設置運営

- イ 避難者受入マニュアルに基づく受入訓練の実施
- ウ 県境を跨ぐ避難における受入訓練の実施
- エ 避難元、避難先自治体における情報伝達の確認及び福井県、京都府と兵庫県・関西広域連合との連携
- オ 避難者の受付（避難退域時検査受検の有無の確認も含む）
- カ 避難先施設における避難者への健康状態の確認
- キ 災害時応援協定に基づく物資の調達、搬送
- ク 飲料水・飲食物の供給
- ケ 避難住民への事故状況等説明の実施

(6) 避難行動要支援者避難訓練

- ア 児童園児の保護者への引渡し
- イ 引渡しできなかった児童園児は、職員と共に避難先施設等まで避難
- ウ 入院患者、福祉施設入所者の避難先施設への搬送
- エ 透析患者を想定した施設間の情報伝達および搬送
- オ 在宅避難行動要支援者の避難先施設（福祉避難所等）への搬送
- カ 消防、市町社協、福祉施設、原子力事業者が保有する救急車や福祉車両による搬送
- キ 放射線防護のための換気設備を使用した屋内退避
- ク 避難先施設における避難者への健康状態の確認

(7) 原子力災害医療措置訓練

- ア 福井県緊急時医療本部等の設置・運営
- イ 避難経路上における安定ヨウ素剤の配布
- ウ 福井県内及び京都府内における避難退域時検査及び簡易除染の実施
- エ 原子力事業者、指定公共機関（量子科学技術研究開発機構、日本原子力研究開発機構）、原子力災害医療協力機関（福井県医師会、福井県薬剤師会、福井県診療放射線技師会）の参画
- オ 広島大学（高度被ばく医療支援センター）との連携
- カ 自衛隊による避難退域時検査、車両除染の実施
- キ 府県警察本部による避難退域時検査場所における交通誘導

(8) 屋内退避訓練

- ア UPZ圏住民による自宅等での屋内退避行動（戸締、情報収集等）の実施
- イ 避難に備え、非常用持出品（保険証、常備薬等）の準備
- ウ 家屋倒壊により屋内退避できない住民による近隣の指定避難所への退避

(9) 複合災害対応訓練

- ア 複合災害時における防災関係機関間の情報伝達、対応要請の確認
- イ 自衛隊、海上保安庁による住民避難の支援
- ウ 通行不能道路における道路啓開（障害物排除）の実施

エ 家屋倒壊により屋内退避できない住民による近隣の指定避難所への退避【再掲】

(10) 緊急時モニタリング訓練

- ア 緊急時モニタリングセンター等の設置・運営
- イ 緊急時モニタリング実施計画、緊急時モニタリング指示書の作成
- ウ 固定観測局および電子線量計観測局を活用したUPZ圏内の線量率の測定
- エ モニタリングカー、サーベイメータを活用した避難範囲の特定のための線量率の測定
- オ 「緊急時モニタリング情報共有システム（ラミセス）」を活用した関係機関との情報共有
- カ 固定観測局等のバックアップとしての可搬型モニタリングポスト、可搬型ヨウ素サンプルの設置および測定
- キ 環境試料の採取、受入
- ク 福井県モニタリング本部（大飯原子力防災センター）の設置・運営および後方支援
- ケ 原子力事業者間の相互応援による職員派遣および資機材の提供
- コ モニタリング要員被ばく管理および資機材等の汚染管理

(11) 自衛隊災害派遣運用訓練

- ア 福井県高浜原子力防災センターへの連絡要員の派遣
- イ 住民の避難支援
- ウ 避難退城時検査、車両除染の支援

(12) 交通対策等措置訓練

- ア 主要交差点等における渋滞抑制対策の実施
- イ 福井県警察本部ヘリコプターによる高浜発電所周辺地域の上空調査
- ウ 福井県警察本部のオフロードバイクによる避難地域の情報収集活動
- エ 福井県警察本部警備艇による高浜発電所周辺の海上警備
- オ 立入制限措置

(13) 発電所事故制圧訓練

- ア 緊急時活動レベル（EAL）による通報連絡訓練
- イ 本店および発電所における緊急時対策本部設置・運営
- ウ 規制庁ERCとの連携
- エ 発電所における重大事故等発生時の対応
- オ 原子力緊急事態支援組織の参画
- カ 現地支援拠点等の支援体制の確立

8 その他

- ア 災害が発生し、または発生するおそれのある事態が発生したときは当該訓練を中止するものとする。
- イ 荒天等により訓練の一部を変更することがある。